

長後地区交通安全対策協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は長後地区交通安全対策協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を藤沢市長後513番地長後市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は長後地区内交通安全対策自治組織の連絡を密にして、自主的交通安全対策活動を活発化し、もって交通事故の絶無を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は長後地区管内における単位自治会より選出された交通部長及び役員会が推薦する者を会員として組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 交通安全に関する自治会への啓蒙と促進に関すること
- ② 交通安全思想の高揚を図るため座談会・研修会・講演会・映画会などの開催の促進に関すること
- ③ その他地区内の交通安全対策に必要な事項に関すること

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 会計 1名
- ④ 監事 2名
- ⑤ 幹事 若干名
- ⑥ 相談役及び顧問 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会長は長後地区自治会連合会の定例会及び要請のあったとき専門部の立場で出席する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計は会長の指示に従い、本会の出納をつかさどる。
- 6 監事は本会の出納の監査を行なう。
- 7 幹事は本会の円滑な運営を期するため、他の役員と協力して事業の計画及

び執行にあたる。

8 相談役及び顧問は本会の活動を支援する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を行なうものとする。

3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第8条 役員選出は会員の互選によるものとする。

(相談役及び顧問)

第9条 この会に相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問はその専門的学識経験者の立場から本会の諮問的役割に應じるのみにとどまるものとする。

3 相談役及び顧問は必要と認められた期間おくものとする。

4 相談役及び顧問は自治会活動経験者をもってこれにあて役員会で選出する。

(会議)

第10条 本会の会議は定期総会・臨時総会・部長会・役員会とする。

(定期総会)

第11条 定期総会は年1回年度当初に開催し、次の事項を審議するものとする。

- ① 規約の制定及び改廃に関する事
- ② 予算及び決算に関する事
- ③ 事業計画及び事業報告に関する事
- ④ 役員選出に関する事
- ⑤ その他特に必要と認められる事項に関する事

(臨時総会)

第12条 臨時総会は役員会で必要と認められたとき、又は会員の3分の2以上の要求があったとき開催するものとする。

2 審議すべき事項は定期総会に準ずるものとする。

(部長会)

第13条 部長会は会長が必要と認められたとき開催するものとし、次の事項を審議執行するものとする。

- ① 総会及び役員会で決定された事項に関する事を具体的に審議執行するものとする

(役員会)

第14条 役員会は会長が必要と認めるとき開催するものとし、次の事項を審議執行するものとする。

- ① 総会付議事項の決定に関すること
- ② 総会の決定事項を除く会の重要事項の審議並びに決定に関すること
- ③ 予算で定められた主なる事業の執行の決定に関すること
- ④ その他この規約に定めるものの他本会の運営につき必要な事項に関する
こと

(会議成立要件)

第15条 定期総会と臨時総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、その他の会議は、議決を要する会議を要する会議のみ2分の1以上の出席をもって成立する。

2 前項の規定にかかわらず、署名捺印のある委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議決)

第16条 すべての会議の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決)

第17条 やむを得ない理由のため会議を招集できない場合、あらかじめ通知した議事等については、議決権行使書により書面をもって表決できるものとする。

2 前項の場合における会議の成立要件並びに議決については、議決権行使書を提出した者を出席者とみなし、第14条第1項及び第15条の規定を適用する。

(会計)

第18条 本会の経費は市の補助金・長後地区自治会連合会からの助成金その他の収入によるものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は昭和45年7月8日から施行する。

この規約は昭和46年5月28日から施行する。

この規約は昭和51年5月15日から施行する。

この規約は昭和55年5月12日から施行し昭和55年4月1日から適用する。

この規約は平成 16 年 4 月 23 日から施行し平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
この規約は平成 27 年 4 月 22 日から施行し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
この規約は令和 2 年 4 月 30 日より施行し令和 2 年 4 月 1 日より適用する。
この規約は令和 3 年 4 月 21 日より施行し令和 3 年 4 月 1 日より適用する。
この規約は令和 6 年 4 月 25 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。